○農林水産省告示第二百七十号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十六年六月二十四日に消滅したものとみなされる。

平成二十七年二月五日

農林水産大臣　西川　公也

1　登録番号　第13209号
2　登録年月日　平成17年６月22日
3　農林水産植物の種類
Portulaca L.
4　登録品種の名称　そのレッド
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
松木園裕美
鹿児島県鹿児島市入佐町316番地

1　登録番号　第13210号
2　登録年月日　平成17年６月22日
3　農林水産植物の種類
Portulaca L.
4　登録品種の名称　そのクリーム
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
松木園裕美
鹿児島県鹿児島市入佐町316番地

1　登録番号　第13211号
2　登録年月日　平成17年６月22日
3　農林水産植物の種類
Portulaca L.
4　登録品種の名称　そのスカーレット
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
松木園裕美
鹿児島県鹿児島市入佐町316番地

1　登録番号　第13212号
2　登録年月日　平成17年６月22日
3　農林水産植物の種類
Portulaca L.
4　登録品種の名称　そのピンク
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
松木園裕美
鹿児島県鹿児島市入佐町316番地

○農林水産省告示第二百七十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十六年六月二十四日に消滅したものとみなされる。

平成二十七年二月五日

農林水産大臣　西川　公也

1　登録番号　第18216号
2　登録年月日　平成21年６月25日
3　農林水産植物の種類
Cymbidium Sw.
4　登録品種の名称　グレートキャティ　恋文
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社河野メリクロン
徳島県美馬市脇町大字北庄562番地の１

1　登録番号　第18224号
2　登録年月日　平成21年６月25日
3　農林水産植物の種類
Euphorbia pulcherrima Willd. ex Klotzsch
4　登録品種の名称　DUEPREMMIRO
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Dummen Group B.V.
Coldenhovelaan 6, 2678PS De Lier, The Netherlands

1　登録番号　第18256号
2　登録年月日　平成21年６月25日
3　農林水産植物の種類
Osteospermum L.
4　登録品種の名称　OSTE WHITEYTWO
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Syngenta Crop Protection AG
Schwarzwaldallee 215, 4058 Basel, Switzerland

○国土交通省告示第二百五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十六年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年内務省令第十一号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年二月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
古川右支渓一
二　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐南区八木九丁目四〇六二番地内四等三角点城山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を平成十八年国土交通省告示第千四百四十九号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から三一二度五六分三一秒
六〇九・七六五メートルの地点　一号
標柱一号から二八四度四七分三五秒
一四・六八一メートルの地点　二号
標柱二号から三一二度五六分三一秒
一四・六八一メートルの地点　三号
標柱三号から四九度五六分三一秒
一四・六八一メートルの地点　四号
標柱四号から三三五度一四分五一秒
一四・六八一メートルの地点　五号
標柱五号から二四九度一四分五一秒
一四・六八一メートルの地点　六号
標柱六号から一三五度一四分五一秒
一四・六八一メートルの地点　七号
標柱七号から八度一四分五一秒
一四・六八一メートルの地点　八号
標柱八号から七九メートル地点　九号
標柱九号から八六六メートル地点　十号
標柱十号から六六六メートル地点　十一号
標柱十一号から五六六メートル地点　十二号
標柱十二号から四六六メートル地点　十三号
標柱十三号から三六六メートル地点　十四号
標柱十四号から二六六メートル地点　十五号
標柱十五号から一六六メートル地点　十六号
標柱十六号から一〇六六メートル地点　十七号
標柱十七号から九六六メートル地点　十八号
標柱十八号から八六六メートル地点　十九号
標柱十九号から七六六メートル地点　二十号
標柱二十号から六六六メートル地点　二十一号
標柱二十一号から五六六メートル地点　二十二号
標柱二十二号から四六六メートル地点　二十三号
標柱二十三号から三三〇八度三三分五九秒

○環境省告示第七号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年十二月環境省告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十七年二月五日

環境大臣　望月　義夫

表５―ブロモ―３―ｓｅｃ―ブチル―６―メチルウラシル（別名ブロマシル）の項の次に次のように加える。

メチル＝（*RS*）―*N*―［７―クロロ―２，３，４ａ，５―テトラヒドロ―４ａ―（メトキシカルボニル）インデノ［１，２―*e*］［１，３，４］オキサジアジン―２―イルカルボニル］―４’―（トリフルオロメトキシ）カルバニラート（別名インドキサカルブＭＰ）及びメチル＝（*S*）―*N*―［７―クロロ―２，３，４ａ，５―テトラヒドロ―４ａ―（メトキシカルボニル）インデノ［１，２―*e*］［１，３，４］オキサジアジン―２―イルカルボニル］―４’―（トリフルオロメトキシ）カルバニラート（別名インドキサカルブ）	60μg／l
２’，３’―ジクロロ―４―エトキシメトキシベンズアニリド（別名エトベンザニド）	78μg／l
エチル＝（*RS*）―２―クロロ―３―［２―クロロ―５―（４―ジフルオロメチル―４，５―ジヒドロ―３―メチル―５―オキソ―１*H*―１，２，４―トリアゾール―１―イル）―４―フルオロフェニル］プロピオナート（別名カルフェントラゾンエチル）	13μg／l
２’，４’―ジフルオロ―２―（α，α，α―トリフルオロ―*m*―トリルオキシ）ニコチンアニリド（別名ジフルフェニカン）	0.64μg／l
３―*tert*―ブチル―５―クロロ―６―メチルウラシル（別名ターバシル）	60μg／l
（３*EZ*，12*EZ*）―３，７，９，13―テトラメチル―５，11―ジオキサ―２，８，14―トリデカ―４，７，９，12―テトラアザペンタデカ―３，12―ジエン―６，10―ジオン（別名チオジカルブ）	2.7μg／l
５―メチル―１，２，４―トリアゾロ［３，４―ｂ］［１，３］ベンゾチアゾール（別名トリシクラゾール）	2,100μg／l
１―（４，６―ジメトキシピリミジン―２―イル）―３―（３―エチルスルホニル―２―ピリジルスルホニル）尿素（別名リムスルフロン）	980μg／l